平成２６年河南町条例第３７号

美しい河南町環境条例

（目的）

第１条　この条例は、美しい河南町基本条例（平成２６年河南町条例第３６号）の基本理念にのっとり、公害の防止その他の生活環境の保全に関する施策について必要な事項を定めることにより、町民が快適に過ごすことのできる生活環境の向上に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　公害　環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭その他環境保全に支障を及ぼすことによって人の健康が損なわれ、又は人の快適な生活が阻害されることをいう。

（２）　町民　町内に居住する者、町内に存する事務所又は事業所に勤務する者及び町内に存する学校に在学する者をいう。

（３）　事業者等　町内において事業活動を行う企業、団体、学校及びＮＰＯ等をいう。

（４）　空き缶及び吸い殻等　飲食物等を収納していた缶、びん、ペットボトルその他容器、たばこの吸い殻、ガムの噛みかす、ビニール類等の包装紙その他これらに類するものをいう。

（５）　ポイ捨て　空き缶及び吸い殻等を回収容器又は所定の場所以外の場所に捨てることをいう。

（６）　落書き　建物又は工作物の所有者、管理者又は占有者の意思に反し、当該建物又は工作物に塗料、墨等により周辺の美観を損ねる文字若しくは図形を描くこと又は描かれたものをいう。

（７）　公共の場所　道路、公園、広場、河川その他の公共の用に供する場

所をいう。

（８）　土地所有者等　町内の土地を所有し、又は管理し、若しくは占有する者をいう。

（９）　空き地　建物の敷地などに供される土地で、所有者、管理者又は、占有者が現に使用していない土地及びこれに準じる土地をいう。

（１０）　空き家　所有者、管理者又は、占有者が現に使用していない家屋及びこれに準じる家屋をいう。

（１１）　土砂等　土地の埋立等に供する物で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）第２条第１項に規定する廃棄物以外の土砂等及びこれらに類するものをいう。

（１２）　土地の埋立等　土地の埋立、盛土又は切土により土地の地形及び地質を変更することをいう。

（町の責務）

第３条　町は、第１条の目的を達成するために、必要な施策を実施する。

２　町は、町民及び事業者等への環境美化意識の啓発に努め、その自主的な清掃活動、啓発活動その他まちの環境美化を推進する活動（以下「環境美化活動」という。）に対し支援を行う。

（町民の責務）

第４条　町民は、地域における環境美化活動の推進に努めなければならない。

２　町民は、前条第１項の規定により町が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者等の責務）

第５条　事業者等は、その事業活動を行うに当たって、事業所及びその周辺、その他の事業活動を行う地域において環境美化活動の推進に努めなければならない。

２　事業者等は、第３条第１項の規定により町が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

３　事業者等は、事業活動に伴って生ずる公害を防止し、環境への負荷を低減するため、自己の負担と責任において必要な措置を講じなければならな

い。

4　事業者等は、公害関係法令及びこの条例の規定に違反していない場合においても、その事業活動に伴い、生活環境に係る紛争が生じたときは、誠意をもって解決に努めなければならない。

5　事業者等は、環境の保全に関する取組の状況について地域住民の理解を深めるよう努めなければならない。

（美しい河南町推進月間）

第6条　環境保全の意識向上を図り、日常的な実践活動を推進するために、毎年9月を「美しい河南町推進月間」と定め、この月を中心に、町、町民及び事業者等が一体となって、町内の一斉清掃及び環境保全の取り組み等、美しいまちづくりの推進に関する啓発活動を行うものとする。

（地球温暖化防止活動推進員）

第7条　町は、地球温暖化防止に関する必要な施策を実施し、その推進のため、地球温暖化防止活動推進員（以下「推進員」という。）を置くことができる。

2　推進員は、町民のうちから町長が委嘱し、町が実施する地球温暖化防止に関する事業に参加協力し、啓発活動を行うものとする。

3　前2項に定めるもののほか、推進員について必要な事項は別に定める。

（守りたい野生生物の指定）

第8条　町長は、町内に生息し、又は生育する野生生物（農林水産業又は生活環境に係る深刻な被害を及ぼし、若しくは及ぼすおそれのある野生生物を除く。）のうち、特に保護する必要があると認めるものを、守りたい野生生物として指定することができる。

2　町長は、前項の指定及び指定の解除をしようとするときは、河南町美しいまちづくり審議会（河南町附属機関設置条例（平成25年河南町条例第1号）別表に掲げる河南町美しいまちづくり審議会をいう。）の意見を聴かなければならない。

（捕獲等の禁止）

第9条　守りたい野生生物の生きている個体は、捕獲し、採取し、殺傷し、

又は損傷してはならない。

２　前項の規定は、他の法令の規定による許可を受けて行う場合については適用しない。

（緑化の推進）

第１０条　町は、公共施設に樹木等の植栽を積極的に行い、環境保全及び景観形成に配慮した緑化の推進に努めなければならない。

２　町民及び事業者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地に緑地を確保し、樹木等を植栽する等、環境保全及び景観形成に配慮した緑化の推進に努めなければならない。

３　前２項による樹木等の植栽には、郷土的な樹種を選定するものとする。

（かなん桜プロジェクトの推進）

第１１条　町は、かなんの「さくら」を町内外に発信する各種事業の実現に向けた推進方策の検討を行うため、かなん桜プロジェクト推進会議を設置する。

（空き缶及び吸い殻等のポイ捨て禁止）

第１２条　何人も、公共の場所において、みだりに空き缶及び吸い殻等のポイ捨てをしてはならない。

（空き缶及び吸い殻等の適正処理）

第１３条　何人も、公共の場所において、自ら生じさせた空き缶及び吸い殻等を持ち帰り、又は適切な回収容器に収納しなければならない。

（落書きの禁止）

第１４条　何人も、公共の建物及び工作物等に落書きをしてはならない。

（飼い犬の管理等）

第１５条　飼い犬を所有し、又は管理する者（以下「飼い主」という。）は、飼い犬が人に危害を加えないように、又は清潔の保持を損なわないように適正に管理するとともに、飼い犬を散歩させる際は、ふんを収納する容器を携帯し、飼い犬のふんを持ち帰り、公共の場所に放置してはならない。

（空き地等の管理）

第１６条　空き地及び空き家の所有者、占有者又は管理者（以下「所有者等」

という。）は、当該空き地又は空き家の敷地に繁茂した植木、草木の管理を行い、及び枯草等を除去するとともに、ごみの不法投棄、犯罪、災害、病害虫の発生及び交通への支障等を誘発する状態にならないよう適正に維持管理しなければならない。

（土壌検査等の報告）

第１７条　土砂等を搬入し土地の埋立等を行おうとする者は、規則で定めるところにより、埋立区域の土壌についての検査及び当該埋立区域外への排水の水質検査を行い、その結果を町長に報告しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものについては、この限りでない。

（１）　埋立区域の面積が、１，０００㎡未満のもの

（２）　国又は地方公共団体が行うもの

（３）　都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２９条の規定に基づく許可を要するもの

（立入調査）

第１８条　町長は、この条例の施行に必要な範囲内において、職員に、必要と認められる場所に立ち入らせ、必要な調査を行わせることができる。

２　前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（勧告）

第１９条　町長は、第１２条及び第１４条から第１７条までの規定に違反したと認められる者に対し、必要な措置を執るべきことを勧告することができる。

（措置命令）

第２０条　町長は、前条の勧告に従わない者に対し、周辺の生活環境が著しく損なわれ、若しくは損なわれるおそれがあると認めるときは、期限を定めて必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

（事実の公表）

第２１条　町長は、前条の規定により、措置命令を受けた者が当該命令に従わないときは、その事実を公表することができる。

２　町長は、前項の規定により事実の公表を行うときは、あらかじめ、当該事実を公表される者に対して弁明の機会を与えなければならない。

（代執行）

第２２条　町長は、第16条に規定する空き地の管理について、前条の措置命令を受けた所有者等が当該命令に従わないときは、行政代執行法（昭和２３年法律第４３号）の規定により、自ら当該命令を受けた者がなすべき行為をなし、又は第三者をしてこれをなさしめ、その費用を当該命令を受けた者から徴収することができる。

（委任）

第２３条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（協力依頼）

第２４条　町長は、必要があると認めるときは、町の区域を管轄する警察その他の関係機関に必要な協力を依頼することができる。

（過料）

第２５条　第１２条、第１４条及び第１５条の規定について、第２０条の措置命令を受けた者が当該命令に従わないときは、２万円以下の過料に処する。

附　則

この条例は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。